

労働者無料健康相談 のお知らせ

台東区内の労働者50人未満の事業所とそこに勤務する労働者を対象に、無料の健康相談を行っています。



- ▽相談内容
- ・一般の健康相談
 - ・従業員の健康管理
 - ・過重労働者に対する医師による面接指導
 - ・メンタルヘルスの進め方
 - ・生活習慣病の予防方法 など
- ▽相談内容の秘密は厳守します。
- ▽申込み・問合せ
台東区地域産業保健センター
(下谷医師会内)
☎(38331) 0077
FAX(38335) 0778

家内労働者 有機溶剤健康診断 のお知らせ

- ▽期間
平成30年3月31日まで (平成29年度分)
- ▽場所
東京都が指定した都内の指定医療機関
- ▽対象
都内に在住または作業場があり、皮革業に従事し、有機溶剤を含む接着剤等を使用する家内労働者とその補助者の方
- ▽費用
無料 (受診当日は都の受診票が必要)
- ▽申込方法
直接、都が指定した医療機関にお申込みください。
- ▽問合せ
東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
家内労働担当
☎(5320) 4654

製靴関係の専門的 家内労働者の方へ 履物関係の仕事情報 を提供しています。

東京都では、専門的
家内労働者の方に、紳士靴・婦人靴の製靴関係の仕事情報(製甲、底付けなど)を提供しています。仕事をお探しの方はご利用ください。



- ▽閲覧場所
- ① 東京都家内労働相談コーナー
(浅草5-70-11川口ビル2階)
 - ② 台東区役所9階 産業振興課窓口
 - ③ 台東区役所北部区民事務所清川分室
 - ④ 都立産業貿易センター台東館1階
 - ⑤ 東京都人権プラザ分館1階
- ※東京都家内労働相談コーナーでは、職人募集情報の受付や、家内労働全般についての相談も行っています。

▽問合せ
東京都家内労働相談コーナー
☎(3871) 4555
ホームページ
<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/sosiki/kanairodo/>

上野労働基準監督署 からのお知らせ

10月1日から、東京都最低賃金(地域別最低賃金)が時間額932円から988円に改正されました。

都内で働くパート・アルバイトを含む全ての労働者に適用され、日給制・月給制などの賃金体系を採っている場合にも全て時間額に換算して適用されます。

★詳しくは、上野労働基準監督署へ
☎(6872) 1230

育児・介護休業法 が改正されました (平成29年10月1日施行)

労働者が養育する子が認可保育園に入所できない場合等に、退職を余儀なくされる事態を防ぐことを目的として改正されました。

- ▽改正内容は①～③のとおりです。
- ① 1歳6か月以降も認可保育園に入所できない場合、育児休業を最長2歳まで延長可能に
 - ② 子どもが生まれる方等に育児休業等の制度を個別にお知らせする努力義務の創設
 - ③ 未就学児を養育する労働者のための育児目的の休暇を導入する努力義務の創設
- ★詳しくは、東京労働局雇用環境・均等部指導課へ
☎(3512) 1611

家内労働者・個人事業主の方へ

「あんしん共済」 をご存知ですか

病気やケガで働けなくなったときの「生活の安定」を目的とする、東京都の傷病共済です。割安の掛け金で加入できます。

- ▽加入できる方
15歳～75歳(新規加入は、69歳まで)の現在健康で働いている方のうち次のいずれかに該当する方
- ① 都内に在住または在勤の専門的
家内労働者
 - ② 都内に在住または在勤の、従業員4人以下の製造業または製造小売業を営む個人事業主
 - ③ ①、②の家族従業員
- ▽申込み・問合せ
(公財) 東京都中小企業振興公社
☎(0120) 816093
(フリーダイヤル)

実践経営勉強会のお知らせ

台東区中小企業診断士会では、区内中小企業経営者及び従業員の方を対象に毎月勉強会を開催しております。12月以降の開催予定は下記のとおりです。気軽にご参加ください。

- ▷場所 台東区施設を予定 (お申込みいただいた方に実施場所をご連絡いたします。)
- ▷時間 午後6時30分～8時30分 (各回とも)
- ▷費用 1,000円 (資料代)
- ▷申込先 小黒 光司
☎・FAX (3851) 3660
E-mail oguro@mqb.biglobe.ne.jp

12月13日(水)	「情報セキュリティの簡易診断法」 講師：芝田 剛志 (中小企業診断士)
1月10日(水)	「欧州 EPA と日本の中小企業のビジネスチャンス」 講師：河合 裕 (中小企業診断士)
2月14日(水)	「TASK 地域資源を活用する事業連携のすすめ」 講師：堀内 仁 (中小企業診断士)
3月14日(水)	「中小企業における社長の右腕育成方法」 講師：石井 伸暁 (中小企業診断士)